平成２１年（フ）第３３０号
宮崎県宮崎郡清武町大字木原481番地１　ドミトリー新町Ａ棟201号
債務者　上口　義徳
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１２号
宮崎市大橋３丁目164番地　コアマンションルネス大橋303号
債務者　米倉　京子
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３３号
宮崎市大字本郷北方2126番地４
債務者　日和　　敬
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７２号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目33番地７
債務者　岩下　惠子
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５５８号
鹿児島県鹿児島市宇宿町2035番地１
債務者　玉岡　良江
１　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
鹿児島県霧島市国分中央４丁目１番７―302号　東中団地
債務者　山野　紀代
１　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
鹿児島県鹿屋市新川町851番地１　マンションブリランテ405号
債務者　中村　冬樹
１　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目３番２号
債務者　加藤　治彦
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8589番地
債務者　矢上　良夫
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8589番地
債務者　矢上　愛子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
鹿児島県肝属郡肝付町南方156番地４
債務者　立石るり子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
長野県東御市八重原3306番地43、前住所長野県上田市手塚704番地13
債務者　市川　孝夫
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１５６号
長野県上田市上野1937番地11　プレメゾン伊勢山102号
債務者　原田　　隆
１　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１５７号
長野県上田市上野1937番地11　プレメゾン伊勢山102号
債務者　原田　八重
１　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２７４号
神戸市西区樫野台５丁目２―Ｃ―504
債務者　髙田　哲夫
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
兵庫県明石市松が丘１丁目２―７―238
債務者　松谷　久美（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
兵庫県明石市大久保町ゆりのき通１丁目１―１　イーストスクエア４―706
債務者　西原志津子（旧姓野村）
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係